

和光市スポーツ推進計画 改訂版（概要版）

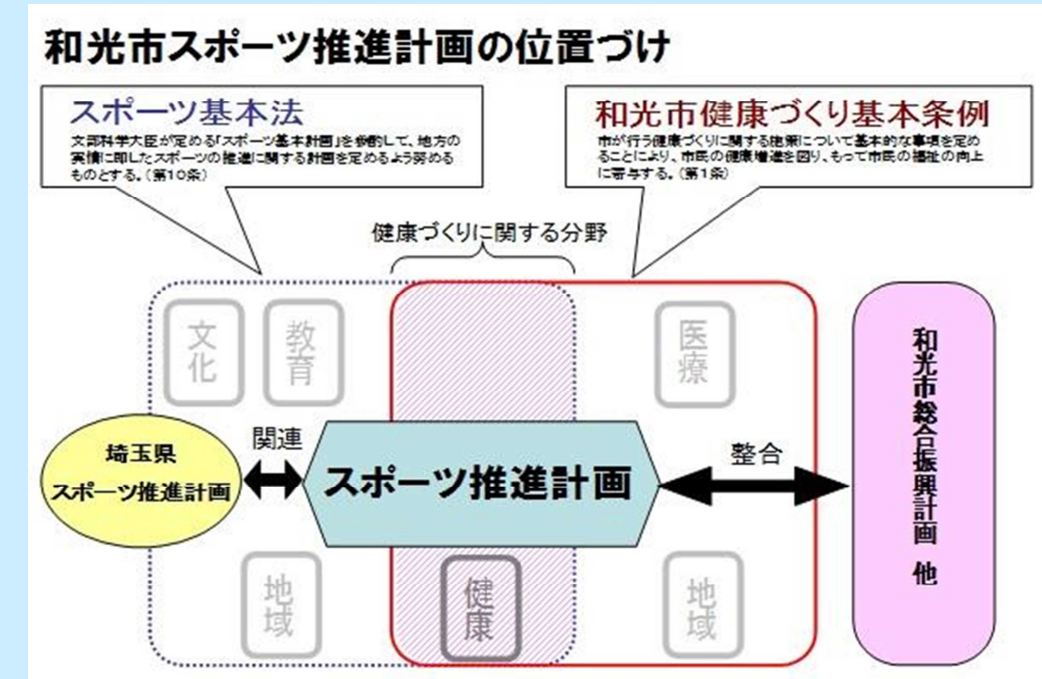
●計画見直しの目的

本市は、市のスポーツ振興の方向性や取組みを明らかにし、その推進を図っていくために、平成25年12月に「和光市スポーツ推進計画（平成26年度～平成32年度）」を策定しました。本計画では、中間年である平成29年度に、無作為抽出アンケートを実施し、計画の進捗状況を図るとしています。これを踏まえ、今回この改訂版を策定しました。今回は中間見直しとなるため、この改訂版は、現行の計画を大きく変えるものではなく、国や県の新たなスポーツ基本計画を参酌し、計画後に制定された法律や本市の他計画に関連する変更点を取り込み、アンケートから分析する本市を取り巻く現状や現計画の進捗状況や課題に対応するための取組を整理し、新しい施策等を追加しています。

●スポーツ推進計画

①基本理念 「スポーツを通じて、健康で生きがいのある人生を実現するために」

②計画の位置づけ



③計画期間

計画期間は、当初平成26年度から平成32年度の7年間としていましたが、平成32年度は国の第2期計画期間の途中であり、次期計画を参酌することができないため、計画期間を2年間延長し、国の第3期計画の策定後に、その方針を受けて本市の次期計画を策定することとします。

平成 24年度 (2012年)	25年度 (2013年)	26年度 (2014年)	27年度 (2015年)	28年度 (2016年)	29年度 (2017年)	30年度 (2018年)	31年度 (2019年)	32年度 (2020年)	33年度 (2021年)	34年度 (2022年)	35年度 (2023年)	36年度 (2024年)	37年度 (2025年)	38年度 (2026年)	39年度 (2027年)	
国第1期スポーツ基本計画					国第2期スポーツ基本計画					国第3期スポーツ基本計画						
県第1期スポーツ推進計画					県第2期スポーツ推進計画					県第3期スポーツ推進計画						
					和光市スポーツ推進計画							延長		次期計画		
										第五次 和光市総合振興計画						

●章構成

第1章 計画の中間見直しにあたって

- 1 計画の見直しの目的及び背景
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間
- 5 計画における「スポーツ」の定義と目標
- 6 計画における対象区分

第2章 和光市における現状と課題

- 1 スポーツ・レクリエーション活動に関する市民意識調査結果
- 2 計画の中間総括

第3章 スポーツ推進計画の数値目標と実施施策

- 1 数値目標
- 2 実施施策
- 3 スポーツ活動の場づくり

第4章 計画の実現に向けて

資料編

- 1 和光市スポーツ推進計画中間見直し経過
- 2 和光市スポーツ推進計画中間見直し委員会
- 3 和光市スポーツ推進計画中間見直し庁内委員会
- 4 市民参加の経過
- 5 市内スポーツ施設・公園施設
- 6 スポーツ施設利用状況
- 7 スポーツ団体加入状況
- 8 和光市における主なスポーツ事業
- 9 関係法令

●スポーツ推進計画の数値目標

国、県の新たな計画、計画後に制定された法律、本市の他計画に関連する変更点、市民意識調査等で分析した和光市におけるスポーツの現状と課題を踏まえ、数値目標を次のとおり整理します。

大目標		計画年度 (H24) (2012年)	現状値 (H29) (2017年)	目標値 (H34) (2022年)
週に1回以上スポーツをする人(18歳以上の市民)の割合を55%以上とします(%)※1		34.7	33.6	55.0

中目標		計画年度 (H24) (2012年)	現状値 (H29) (2017年)	目標値 (H34) (2022年)
1	週に1回以上スポーツを「する」、「観る」、「支える」人(18歳以上の市民)の割合を合せて70%以上とします(%)※1	—	54.3	70.0
2	総合型スポーツクラブを設置します(箇所)	0	0	1
3	総合体育館年間利用者数を平成24年度比10%増とします(人)	230,417	231,903	253,459
4	学校開放年間利用者数を平成24年度比10%増とします(人)	139,260	142,764	153,186
5	スポーツ少年団加入者率を平成24年度比10%増とします(%)	13.9	13.8	15.3
6	スポーツ事業の年間参加者数を平成24年度比10%増とします(人)	9,288	10,025	10,217
7	託児つきスポーツ教室開催の推進を図るため、啓発・周知を行います(回)	3	0	5
7-1	親子で参加できる事業数を増加させます(回)【New】	—	14	18
8	勤労福祉センターのアスレチックルーム・アリーナの利用者数を平成24年度比10%増とします(人)			
	・アスレチックルーム(個人利用)	17,320	25,600	19,052
	・アリーナ(団体利用)	11,203	8,921	12,324
9	障害者向けスポーツ講座を開催します(回)	0	1	1
10	児童センター(館)で行うスポーツ関連事業数を平成24年度比10%増とします(回)	175	165	193
11	高齢者で運動をしていない者の割合を減少させます(%)	20.1	20.7	19.0
12	メタボリックシンドローム該当者、予備群の人達への健康教育の生活改善策の一つとして習慣的に運動を行うことを勧め、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の人数を減少させます(人)※40～74歳の国保加入者対象	970	1192	778
13	中学校部活動(運動部)加入率を増加させます(%)	59.0	65.7	70.0
13-1	体力テストの5段階絶対評価で上位3ランクの児童の割合を80%以上、生徒の割合を85%以上とします(%)【New】	—	【児童】 80.8% 【生徒】 84.4%	【児童】 80%以上 【生徒】 85%以上
14	公民館3館の体育室(講堂含む)の年間利用者数を平成24年度比10%増とします(人)	50,498	53,633	55,548
15	スポーツをする時間を持ちたいと思う中学生2年生の割合を80%以上とします(%)【New】	—	67	80
16	週に1回以上スポーツをする障害者(成人)の割合を40%以上とします(%)【New】	—	32.3	40

※1：平成29年5月実施の調査をもとに、「する」スポーツは直近の実績値を算出しており、「観る」、「支える」スポーツは過去1年間の実績値ですが、ここでは「現状値(H28)」に統一して表記しています。

●スポーツ推進計画の実施施策

第2章の中間総括やスポーツの課題を踏まえ、既存の実施施策を継続とするか、一部修正とするか等の整理を行うとともに、新規施策を追加しました。

- ①「する」スポーツ(新規施策のみ抜粋)

 - ▼ 小・中学生期(7～15歳)におけるスポーツの充実
⇒ 習うスポーツの充実【NEW】
 - ▼ 障害者におけるスポーツの充実
⇒ レクリエーションスポーツの推進【NEW】
 - ▼ 地域・全年齢におけるスポーツの充実
⇒ 民間企業との協働事業の推進【NEW】
⇒ 健康づくりを意識したスポーツの推進【NEW】
- ②「観る」スポーツ

 - ▼ 「観る」スポーツの推進
 - ▼ パブリック・ビューイングの検討【NEW】
 - ▼ プロ選手等による講演会等の実施【NEW】
- ③「支える」スポーツ

 - ▼ スポーツ少年団における指導者等の研修
 - ▼ スポーツ事業開催における交通の利便性
 - ▼ スポーツボランティアの募集
 - ▼ ボランティア情報のプラットフォームの導入【NEW】
- ④ スポーツ活動の場づくり

 - ▼ 公共スポーツ施設の整備・充実
 - ▼ スポーツ活動が可能な場の有効活用
 - ▼ スポーツ施設開放の推進
 - ▼ 公園の有効活用【NEW】

●スポーツ推進計画の実現に向けて

- (1) 全庁的な推進体制
- (2) 学校、スポーツ団体、民間企業等との連携、協働
- (3) 計画の進行管理